

マイナンバー制度：

人口減少社会の新たな社会インフラの可能性

宮本 佐知子、吉川 浩史、荒井 友里恵

■ 要 約 ■

1. いよいよマイナンバー制度が開始される。2015 年 10 月より日本国内に住民票を有する全住民へのマイナンバーの通知が始まっており、2016 年 1 月以降、社会保障、税、防災・災害対策分野に類する行政事務に関わる手続きでマイナンバーの利用が順次開始される。
2. マイナンバー制度とは、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であると確認するための新たな社会インフラであり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤である。それを可能にする手段は、国・地方の行政機関等による、正確かつ迅速な個人一人ひとりの情報確認を可能とする「マイナンバー」、実社会やオンラインでの本人確認手段となる「マイナンバーカード」、自己情報の閲覧等を可能とし、利便性の高い官民のオンラインサービス提供等も視野に入れた「マイナポータル」からなる。
3. マイナンバー制度が導入された背景には、社会・経済構造の変化により高齢者を現役世代が従来の仕組みのまま支え続けることが難しくなっていることがある。負担と受益のバランスがとれた持続可能な社会保障制度を構築するため、「社会保障と税の一体改革」が行われることとなり、正確な所得把握に基づく適正・公正な課税と、適切で確実な社会保障給付を行うための情報基盤として、同制度が導入された。
4. マイナンバー制度の導入により期待される効果として、政府資料では公平・公正な社会の実現、国民の利便性向上、行政の効率化という三つが挙げられている。また、地方公共団体経営や地域活性化の観点からも利用促進が注目されている。現在政府は同制度の活用推進に向けて、様々な施策を検討し、ロードマップを公表しており、2020 年に向けて、さらに取組みを本格化させていくと見込まれる。
5. 政府がマイナンバー制度の民間活用を様々な分野で展開しようとする中で、金融業界の競争環境を変える状況が出現する可能性も予想される。マイナンバー制度の民間活用の広がり、マイナンバーカードを中心とした制度の普及度合いにもよるだろうが、フィンテックを活用したサービスを提供するための新たなインフラとして、マイナンバー制度を戦略的に捉えることが金融機関経営においても求められよう。また、マイナンバー制度は今後も発展をとげていくことが期待されており、今後も注目されよう。

I いよいよ始まるマイナンバー制度

2016 年 1 月からマイナンバー制度が開始される。この制度は、人口減少と高齢化が急速に進む日本において、社会の仕組みを変えていくための重要な基盤として導入されたものであり、2013 年 5 月に成立した「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」により導入が決定し、2015 年 10 月 5 日から本格施行となった。既に、日本国内に住民票を有する全住民への紙製の「通知カード」による「マイナンバー」の通知と、日本国内に本店が所在するすべての法人や日本国内で税務上の義務を負う外国法人等への「法人番号」の通知が始まっている。2016 年 1 月以降、マイナンバー法又は地方公共団体の条例に規定された社会保障、税、防災・災害対策分野に類する行政事務に関わる手続きでマイナンバーの利用が順次開始される。

また、2016 年 1 月以降に、プラスチック製の「マイナンバーカード（個人番号カード）」¹の交付が始まる。マイナンバーカードは、日本に住む人が無料で取得できる唯一の公的身分証明書であり、本人確認とマイナンバー確認が一度で済むカードである。本人からの申請により交付されるため、希望者はマイナンバーカードの申請書に必要事項を記入して自分の顔写真を貼り、署名又は記名押印のうえ返信用封筒に封入して返信する。申請はスマホなどからも可能である。マイナンバーカードの交付準備ができたことを知らせる通知書が届いたら、指定された交付場所にて本人確認を経たうえでマイナンバーカードが交付される。マイナンバーカードは、2017 年 1 月から運用が開始される、個人ごとのポータルサイト「マイナポータル」へアクセスする時にも利用することになる。

マイナンバー制度については、これまで長年にわたり議論が続けられてきたが、多くの人は「マイナンバー」という言葉を聞いたことがあっても、それがどのようなものなのか理解は深まっていないようである。2015 年 9 月に公表された内閣府の世論調査によると、マイナンバー制度について「知らない」人は 9.8%、「内容は知らなかったが言葉は聞いたことがある」人は 46.8%であるのに対し、「内容まで知っている」人は 43.5%にとどまっている²。

今後の日本は、人口減少が続く一方で、経済が成熟化し、かつてのような高度成長が見込めないなど、これまでの日本を支えてきたさまざまな仕組みを見直さなくてはならない瀬戸際にあり、マイナンバー制度は社会の仕組みを変えていくための重要な社会基盤として導入された。そこで本稿では、マイナンバー制度の全体像を概観した後、制度導入の背景を説明し、政府が期待する制度導入効果や今後の展望を示すことにより、マイナンバー制度の概要と今後の活用可能性を示すことにしたい。

¹ 政府資料では「個人番号カード」と表記されているが、本稿ではマイナンバー、マイナポータルに合わせて「マイナンバーカード」に統一した。

² 内閣府大臣官房政府広報室「マイナンバー制度に関する世論調査（平成 27 年 7 月調査）」。

Ⅱ マイナンバー制度の全体像

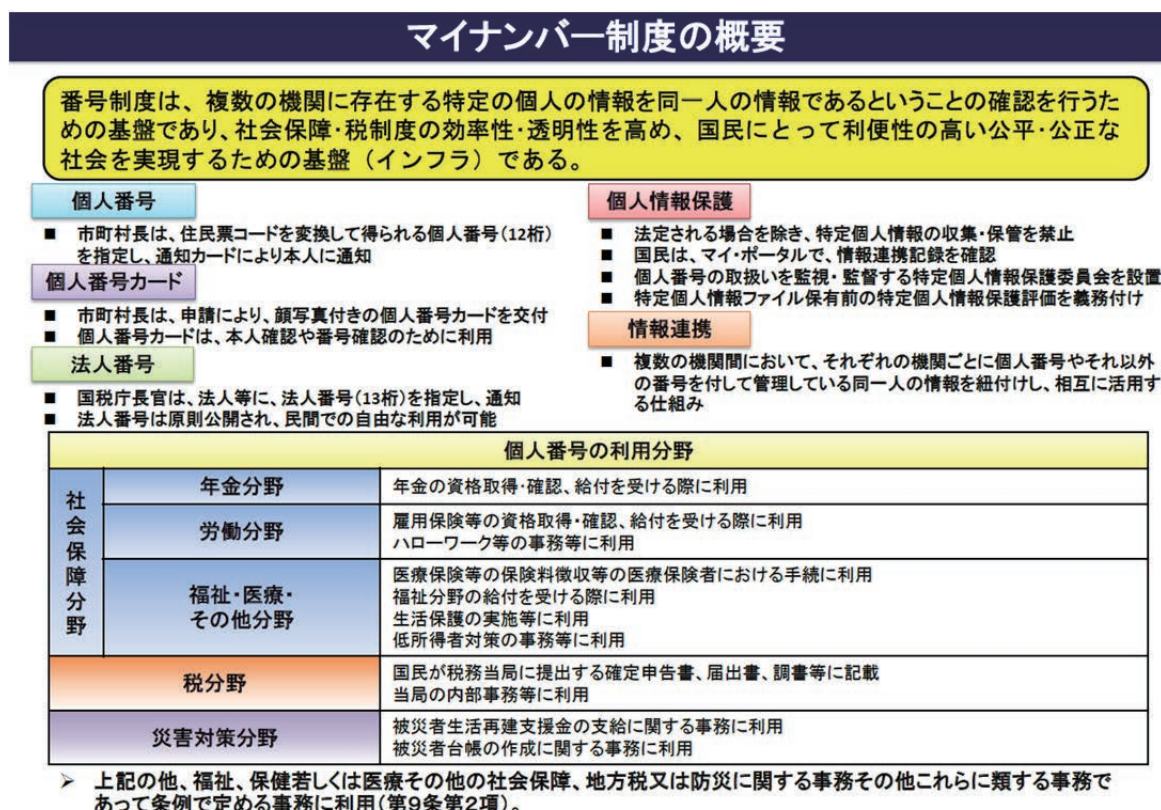
マイナンバー制度の概要と全体像は、図表 1、図表 2 に示した通りである。マイナンバー制度を構成する重要なインフラとして、「マイナンバー」・「法人番号」、「マイナンバーカード」、「マイナポータル」があり、以下では順にこれらインフラの概要を説明する。

1. マイナンバー、法人番号とは

「マイナンバー」とは、住民票を有する全ての個人に対して、一人に一つ交付される個人番号（以下、マイナンバー）のことである。住民票コードをランダムに変換して一人に一番号ずつ生成される個人を一意に特定できる 12 桁の番号である。マイナンバーは、個人の最新の基本 4 情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連づけられ、住所や氏名が変わっても、原則として生涯変わらない番号である。

マイナンバーは 2016 年 1 月から、①社会保障、②税、③災害対策分野において、法令で定められた行政手続きで必要になる³。具体的には、①の社会保障分野では、年金、雇用保

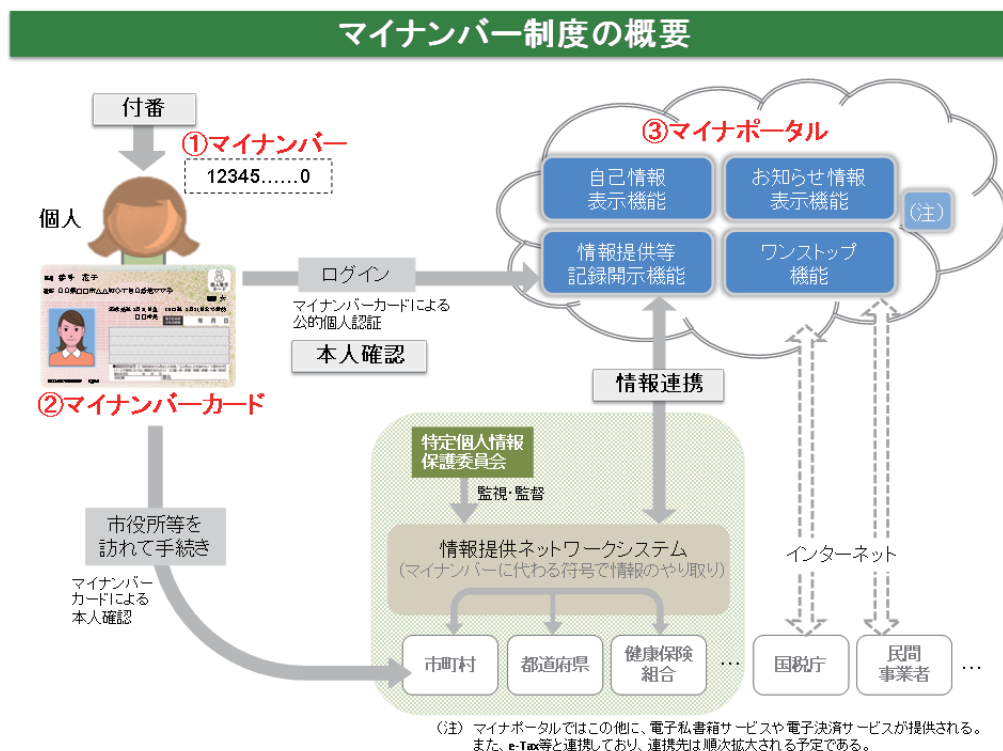
図表 1 マイナンバー制度の概要



(出所) 内閣官房社会保障改革担当室「マイナンバー制度の最新動向について」(自民党政務調査会 IT 戦略特命委員会 2015 年 9 月 9 日資料) P11

³ マイナンバーの利用範囲はマイナンバー法別表第一参照。

図表2 マイナンバー制度の全体像



(出所) 内閣官房社会保障改革担当室資料等より野村資本市場研究所作成

険、ハローワーク、医療保険、福祉分野の手続き、②の税分野では、確定申告、届出書、調書の手続き、③の災害対策の分野では、被災者生活再建支援金の支給や、被災者台帳の作成手続き、などである。またマイナンバーは、これら三分野に関する事務について、地方公共団体が条例で定める事務にも使うことができる。マイナンバーの利用は、上記三分野の手続き以外では禁止されており、民間事業者が自由に利用することはできない。この法定事務に関わる行政機関同士で、個人情報の照会や提供を安全かつ確実に行うために、マイナンバー法に基づいて情報提供ネットワークシステムが構築されており、情報連携においてはマイナンバーではなく個人を一意に特定する識別子（機関別符号）が用いられる⁴。

「法人番号」とは、日本国内に本店所在地がある法人格を有する全ての法人及び納税義務などのある人格のない社団等を対象に、国税庁長官が一法人等に一番号を指定して通知する13桁の番号である。税・社会保障に関する各種手続きにおいては、マイナンバー同様に法人番号も必須となる。ただし法人番号は利用制限はなく、法令等に基づき利用する場合以外に民間事業者が自由に利用することができる。国税庁ホームページでは、法人の名称、所在地及び法人番号を様々な検索方法で検索できるよう公開し、データもダウンロードできる予定である。

⁴ 連携される個人情報や利用事務は法令で定められている。マイナンバー法別表第二参照。

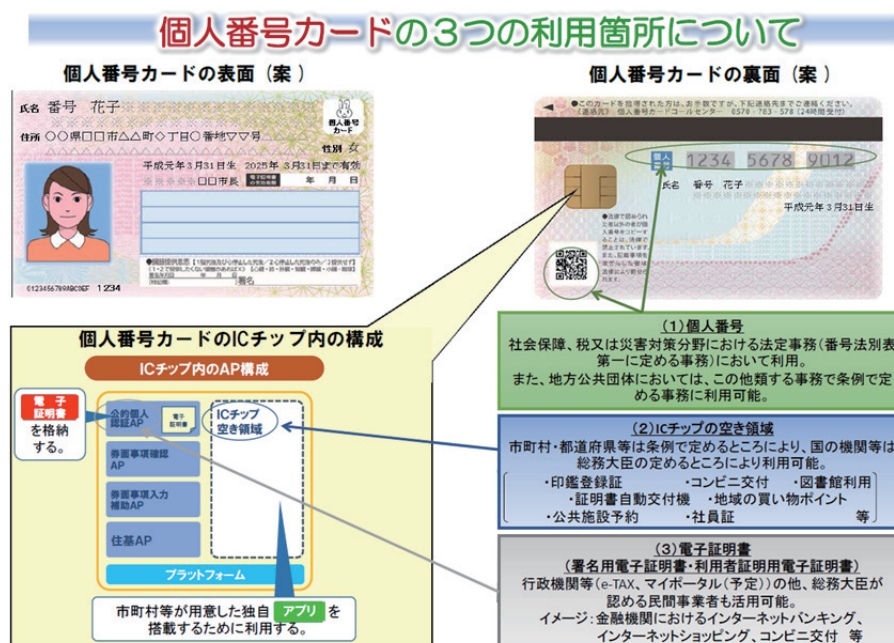
2. マイナンバーカード（個人番号カード）とは

「マイナンバーカード」とは、マイナンバー制度で新たに住民に発行される IC チップを搭載したカードで、顔写真付きの公的身分証明書である（図表 3）。本人からの申請により、無料で各市町村から発行され、住所地市町村において市町村職員が本人確認を行ったうえで交付され、対面非対面のあらゆる本人確認場面での利用が想定されている。

マイナンバーカードの券面の表面には、本人の顔写真と住所、氏名、生年月日、有効期限等が記載され、裏面にはマイナンバーとマイナンバーを格納した QR コードが記載される。表面は本人確認が求められる場面で本人確認書類として提示して利用することができる。カード表面にはマイナンバーが記載されていないため、表面は誰がコピーをとっても問題は生じないが、マイナンバーが記載されている裏面のコピーについては、本人やマイナンバーを取り扱うことができる者が必要な限度で行う場合に限られる。

マイナンバーカードの IC チップには、券面事項のほか、オンライン上での本人確認手段となる公的個人認証⁵の電子証明書（公的個人認証アプリ）等のアプリケーションが標準搭載される。マイナンバーカードの電子証明書には、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の 2 種類があり、行政機関のみならず、一定の要件を満たして総務大臣に認められた民間事業者もこれを利用して自社のオンラインサービスを提供できるようになる。

図表 3 マイナンバーカードの概要



（出所）内閣官房社会保障改革担当室「マイナンバー制度の最新動向について」（自民党政務調査会 IT 戦略特命委員会 2015 年 9 月 9 日資料）P3

⁵ インターネットを通じて申請や届出といった行政手続などを行う際に、他人によるなりすましやデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段を指す。署名用には氏名、住所、性別、生年月日の基本 4 情報が入っているが、利用者証明用には含まれておらず、これらは必要に応じた使い分けができる。

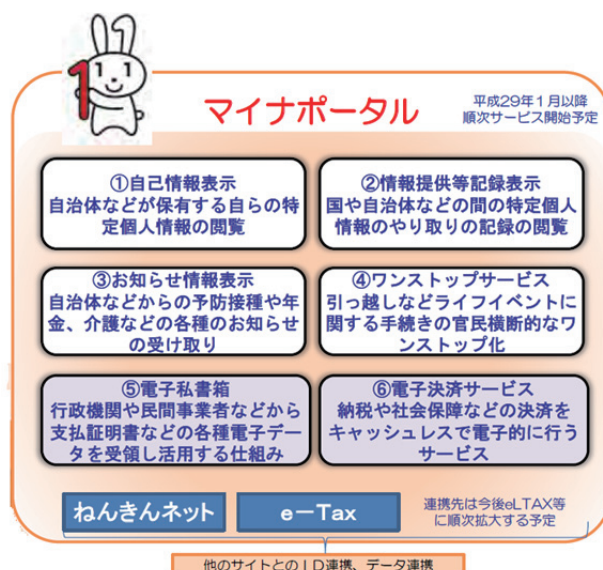
また、マイナンバーカードの IC チップには空き領域が生じることから、市町村が条例で定めるサービス等に使うことができるほか、民間事業者にも開放される予定であり、マイナンバーカードは民間事業者も含め広く利用されるよう工夫がなされている。

3. マイナポータルとは

「マイナポータル」とは、マイナンバー制度の導入に併せて整備される個人ごとのオンラインポータルサイトのことである（図表 4）。マイナポータルでは、自分の特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）をいつ誰がなぜ情報提供したのかを確認する「情報提供等記録表示機能」があり、自分の個人情報が不正に提供されていないか自ら確認できる。また、情報提供ネットワークシステムに接続する各機関で管理されている自らの情報、例えば年金記録や国税、保険料の納付状況などを閲覧・確認できる「自己情報表示機能」や、各機関から健康診断や予防接種など個人宛のお知らせ情報を受取り確認できる「お知らせ情報表示機能」などがある。2017 年 1 月から国の機関間で情報提供ネットワークシステムの運用が始まり、同年 7 月以降、地方公共団体や医療保険者なども加わった本格運用が始まる予定である。

さらにマイナポータルでは、公的オンラインサービスと民間オンラインサービスをシングルサインオンによる認証連携により接続し、各種サービスが提供される予定である。引越や死亡時などのライフイベントに発生する官民の手続きをワンストップで行う「ワンストップ機能」、自分宛ての法定書類や通知を電子で受け取る「電子私書箱機能」、クレジットカードなど民間の決済サービスと連動する「電子決済機能」などマイナポータルの

図表 4 マイナポータルの概要



（出所）内閣官房社会保障改革担当室 内閣府大臣官房番号制度担当室「マイナンバー社会保障・税番号制度 概要資料（平成 27 年 8 月版）」P13 より抜粋

機能を拡大させ、官民の認証基盤を活用してサービス連携を実現し、利用可能なサービスを増やしていく方針が打ち出され、2017 年 1 月のサービス開始に向けて検討が進められている。なお、マイナポータルへのアクセスには、マイナンバーカードの機械的な読み取りとパスワード入力が必要になるが、マイナンバーそのものは用いない。

4. マイナンバー制度とは

まとめると、マイナンバー制度とは、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であると確認するための社会基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤である。それを可能にする手段は、国・地方の行政機関等による、正確かつ迅速な個人一人ひとりの情報確認を可能とする「マイナンバー」、実社会やオンラインでの本人確認手段となる「マイナンバーカード」、自己情報の閲覧等を可能とし、利便性の高い官民のオンラインサービス提供等も視野に入れた「マイナポータル」からなる。

なお、マイナンバー制度では、個人情報の安心・安全を確保するための措置も講じられている⁶。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱う人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になる。また、個人情報は今まで通りに分散して管理し特定機関が一括所有することはなく、情報にアクセスできる人は制限・管理されており、行政機関間の通信は暗号化されている。このようにマイナンバーを安心・安全に利用するために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するためにさまざまな措置も講じられていることも、マイナンバー制度の特徴である。

次章では、このマイナンバー制度が導入された背景について述べたい。

Ⅲ マイナンバー制度が導入された背景

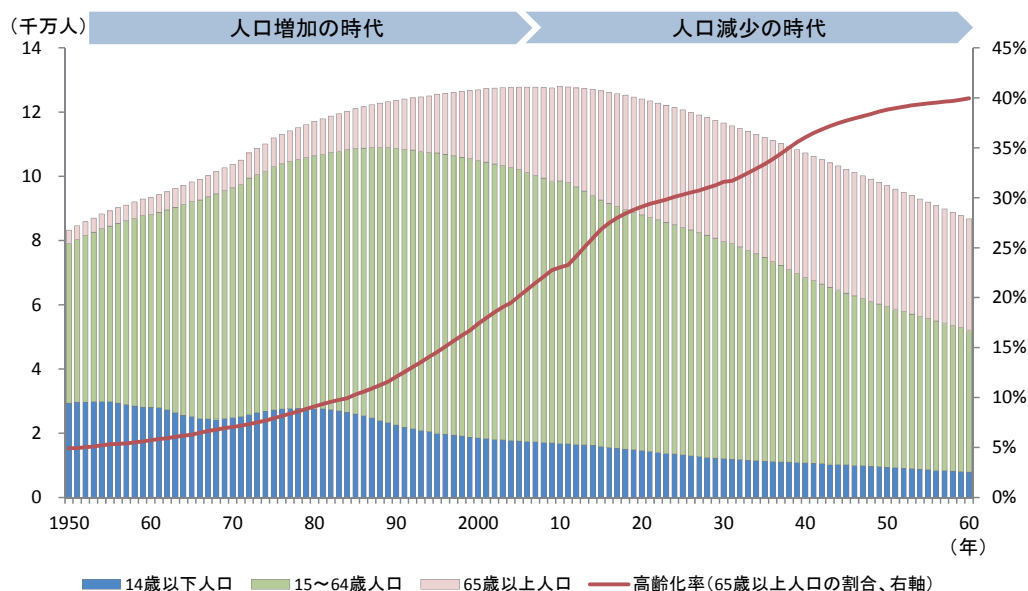
1. 日本が直面する社会・経済の構造変化

1) 人口構造の変化

日本は 2008 年を境に人口増加時代から人口減少時代へと転換し、毎年 100 万人規模で高齢者人口が増える一方、15～64 歳の生産年齢人口の減少が続いている（図表 5）。2025 年には団塊の世代（1947～1949 年生まれ）全員が 75 歳に達し後期高齢者へと移行し、その後も人口に占める高齢者の割合は継続的に増加する。一方で、出生率の低下により若年層人口の減少が同時に進行することから、少子高齢化は一層進展していくことになる。2060 年になると、総人口は 9000 万人を割り込み、高齢化率は 39.9%に達すると見込まれている。

⁶ 特定個人情報保護委員会では、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインを定めている。

図表 5 日本の人口構造の変化



（出所）総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」より野村資本市場研究所作成

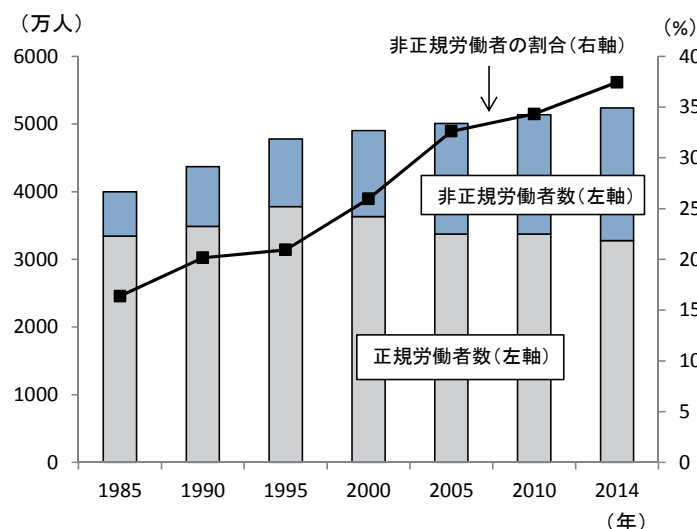
このような人口構造の転換は、高齢者を支える世代構造も、大きく変えることになる。振り返ると、高度成長期である1970年には、1人の高齢者を15～64歳が9.8人で支える社会であった。これが現在では、支え手が2.3人に減少する社会になっている。そして今後も支え手の減少が続き、2060年には支え手が1.3人の社会になると見込まれている。つまり、今後の日本では、高齢者を現役世代が従来の仕組みのまま支え続けることは急速に難しくなっており、負担・受益のあり方を、人口構成の変化に対応するものに変えていく必要に迫られているのである。

2) 労働市場の変化

高齢者を現役世代が従来どおりのまま支えることが難しくなっている理由は、現役世代側の変化にもある。例えば、雇用の流動化と多様な働き方が挙げられる。これまでの日本型雇用システムが崩れ雇用の流動化が進む中で、正社員として同じ企業で定年まで働き続ける人は少なくなっている。働き方も多様化する中では、若年層を中心に非正規労働者が増えており、労働者全体に占める割合は2014年には37.4%（男性21.8%、女性56.7%）に達している（図表6）。また、片働き世帯が減少する一方で共働き世帯は増え続け、2014年には片働き世帯が720万世帯、共働き世帯が1077万世帯となり、夫婦両方が働く世帯の方が多数派となっている。

これまでの日本の税制や社会保障制度における世帯の基本観として、雇用者世帯の世帯主のほとんどは終身雇用の正社員であり、ここから源泉徴収で税・保険料を収用できればよいとの前提があったように見える。しかし今後は、非正規労働者や短期間

図表 6 労働市場の変化



(出所) 2000 年までは総務省「労働力調査（特別調査）」、2005 年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より野村資本市場研究所作成

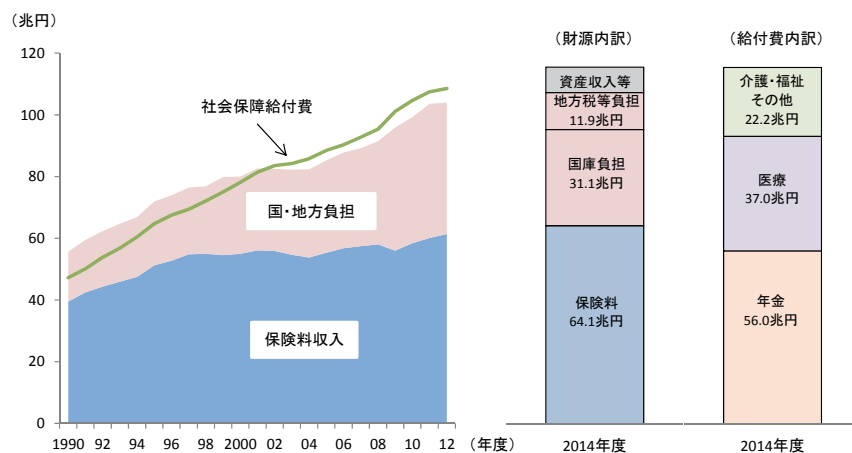
での転職者など、これまでの税制や社会保障制度では想定しきれていない世帯が増えていくと見込まれる。問題は、非正規労働者の増加そのものではなく、このような新たな働き方の拡大に制度が対応できておらず、制度の網の目からこぼれることで、必要な税収や保険料が確保できない点にある。そのため、働き方の変化や世帯構造の変化に対応した支え手を少しでも増やすことにより、負担・受益のバランスがとれた税制や社会保障制度を考えていく必要がある。

2. 社会保障費の増加と国家財政の悪化

ところで日本の社会保障制度は、国際的にみても高水準にあると言われている。平均寿命は世界一であり、医療制度についても質やアクセスの良さの観点からは世界一と評価されている。しかし、1970 年代に基本的な枠組みが構築された社会保障制度は、先に述べた人口構造の変化や、労働市場の変化、高成長型経済から成熟型経済への変化といった、社会・経済における構造変化にもはや対応しきれなくなっているのである。

社会保障費は、国の歳出の最大項目であり 2015 年度予算の 32.7%を占めるが、日本の高齢化が先進国で最も早いペースで進んでいることもあり、急速に増えている（図表 7）。事実、年金・医療・介護などの社会保障費用は、毎年 1 兆円規模で増えているのである。一方で、税収は歳出に対して大幅に不足しており、現在では国の歳入の約半分を国債の発行による借金に頼る状況になっている。日本の借金の残高は歴史的にも国際的にも最悪の水準に達しており、このままでは将来世代に過重な借金を負わせることになりかねず、社会保障制度を安定的に機能させることができなくなることが危惧されている。

図表 7 社会保障給付費とその財源の推移



（注） 2014年度は厚生労働省（当初予算ベース）による。

（出所） 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」、内閣官房・内閣府・総務省・財務省・厚生労働省「社会保障と税の一体改革」（平成 27 年 4 月）より野村資本市場研究所作成

3. 人口減少時代にあった社会保障・税の仕組みへ

こうした状況に対応し、負担と受益のバランスがとれた持続可能な社会保障制度を構築し、次世代へ安定的に引き渡していくためにも、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成を図る必要がある。そのために行われることになった改革が、「社会保障と税の一体改革」である。

2013 年 12 月に法案が成立したこの改革では、消費税率の引上げを柱に税制抜本改革を実施し、消費税率引上げによる増収分は全世代を対象とする社会保障の充実・安定化のための財源に充てられる。消費税率が 10%まで引き上げられた場合、消費税率引上げ分 5%のうち、約 1%分が子ども・子育て支援、医療・介護、年金の各分野の充実に、残りの約 4%分は社会保障の安定化のための財源に充てられることになる。

社会保障と税の一体改革の議論が進む中で、正確な所得把握に基づく適正・公正な課税と、適切で確実な社会保障給付を行うための情報基盤として導入されたのが、マイナンバー制度である。マイナンバー制度は 2013 年 5 月のマイナンバー法その他関連 3 法の成立・公布により導入が決定した⁷。これにより、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤が構築されることになった。

⁷ マイナンバー制度は自民党政権の 1970 年代から長年にわたり検討されてきたが、国民のプライバシーに対する漠然とした不安や導入コストを上回るだけの必要性が明らかではないことから、導入が見送られてきた経緯がある。民主党政権では確実な社会保障給付や新たな租税政策のためという視点から社会保障・税一体改革と不可分な主要政策に格上げされ超党派で危機感が共有され、自民党政権下で導入に至った。

IV マイナンバー制度導入により期待される効果と今後の展望

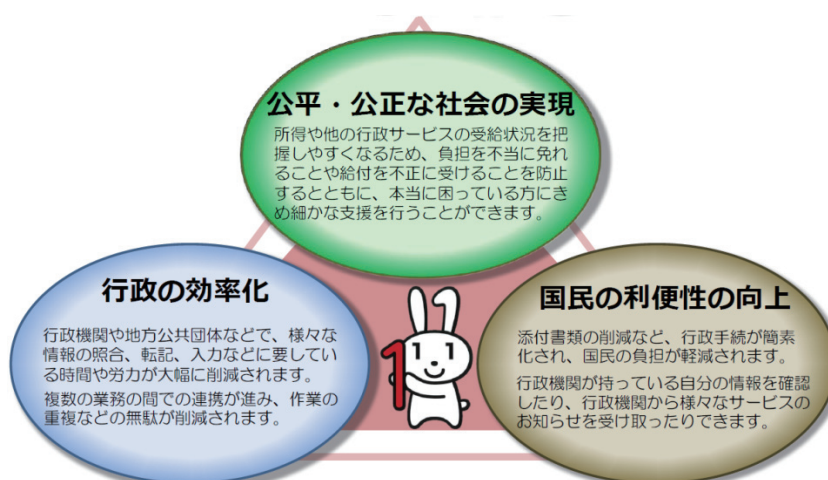
1. マイナンバー制度導入により期待される効果

では、マイナンバー制度の導入により、どのような効果が期待されるのだろうか。日本ではこれまで、個人を特定する統一された番号は存在せず、年金における基礎年金番号、医療保険における被保険者証記号番号のように、個人の情報を特定する番号が制度・組織ごとに多数存在していた。そのため、個人が社会保障給付などの申請を行う際には、関係機関へ出向いて入手した証明書類を申請時に添付することが必要である。一方で、行政機関内での情報連携が不十分で、本来受けられる給付を受けられない者がいる反面、不正に給付を受ける者がいるなど、社会保障分野での公正さが確保しきれていない状況も生じている。マイナンバー制度が導入されることにより、社会保障、税、防災の分野において、国の行政機関や地方公共団体等にある個人の情報が、同一人であるとの確認ができるようになり、それら機関同士が情報の照会と提供を行うこともできるようになる。

マイナンバー制度を主管する内閣官房の資料によると、制度導入により期待される効果として、大きく三つの効果が挙げられている（図表 8）。

第一に、公平・公正な社会の実現である。所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、社会保障や税における給付と負担の公平化を図ることができる。そのため、本当に困っている人を見つけやすくなり、大災害時においても手を差し伸べるべき人に対し積極的に支援することができる。

図表 8 マイナンバー制度導入により期待される効果



（出所）内閣官房・内閣府・特定個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省「マイナンバー 社会保障・税番号制度 民間事業者の対応（H27年8月版）」より抜粋

第二に、国民の利便性の向上である。国民が社会保障給付などの申請を行う際、必要となる情報について行政手続きで添付する書類が不要となる等、行政手続きが簡素化され、国民の利便性を向上させることができる。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関側から様々な行政サービスのお知らせを受け取ったりすることができる。

第三に、行政の効率化である。行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減される。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになり、社会保障や税に係る行政事務の効率化を図ることができる。

また、マイナンバー制度の導入と活用にあたっては、国のみならず地方公共団体の行政機関も、重要な役割を担うと期待されている。図表 9 に示した通り、国全体よりも早い時期に人手不足と高齢化が予想される地域も多く、そのような地域こそ人口減少・超高齢社会を克服する行政イノベーションが一層求められている。とりわけ市町村での取り組みは、効率性や住民サービスなど住民の利便性向上に直結する。「暮らしやすさ」は、個人が住む場所を選ぶにあたっての重要なポイントである。個人が好ましい行政サービスを提供する地方公共団体に住居を選択する「足による投票」を通じて、地方間での人口格差が拡大することも予想されよう。また政策議論では、ICT 等の活用による地域の活性化の観点からも、マイナンバー制度の利用促進が注目されている。地方公共団体によるマイナンバー制度への取り組みは、地方公共団体経営の観点からも、地域活性化の観点からも注目されている。

2. マイナンバー制度の今後の展望

マイナンバー制度は、社会保障と税の一体改革の中で、適切で確実な社会保障給付を行うための情報基盤として導入準備が進められてきた。今日では、2015 年 6 月 30 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2015 において、マイナンバー制度の活用が「世界最高水準の IT 社会の実現」のために講ずべき具体的施策の一つとして位置づけられている。また、日本の IT 関連の取り組みが他国に比して大きく遅れているという危機感から策定された「世界最先端 IT 国家創造宣言」改訂 2015 においても、マイナンバー制度は、IT 利活用促進に係る重要な基盤となるインフラを提供するものであり、産業振興と国民生活の豊かさの実現を目指す国家構想の柱の一つとされている。

今後、マイナンバー制度の利活用を更に推進するため、現在政府において様々な施策が検討されている。具体的には、マイナンバーそのものについては利用範囲拡大が検討されており、既に 2015 年 9 月にマイナンバー法が改正され、預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務におけるマイナンバー利用、予防接種に関する事務における接

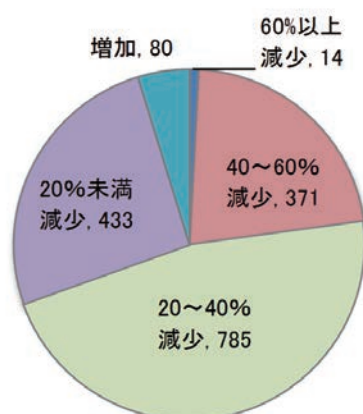
図表9 地方公共団体での今後の人口変化

都道府県別の今後の人口変化

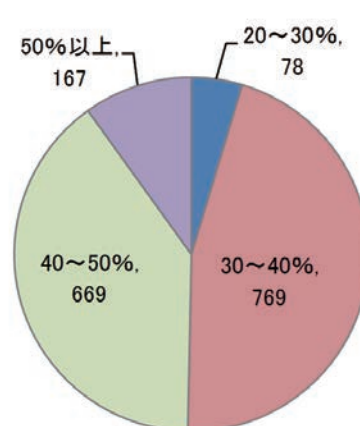
地 域		総人口の変化 (2010年～2040年)	65歳以上人口割合 (2040年)			総人口の変化 (2010年～2040年)	65歳以上人口割合 (2040年)
全 国		-16.2	36.1				
北海道		-23.9	40.7	三重県		-18.7	36.0
青森県		-32.1	41.5	滋賀県		-7.2	32.8
岩手県		-29.5	39.7	京都府		-15.6	36.4
宮城県		-16.0	36.2	大阪府		-15.9	36.0
秋田県		-35.6	43.8	兵庫県		-16.4	36.4
山形県		-28.5	39.3	奈良県		-21.7	38.1
福島県		-26.8	39.3	和歌山県		-28.2	39.9
茨城県		-18.4	36.4	鳥取県		-25.1	38.2
栃木県		-18.1	36.3	島根県		-27.4	39.1
群馬県		-18.8	36.6	岡山県		-17.2	34.8
埼玉県		-12.4	34.9	広島県		-16.4	36.1
千葉県		-13.8	36.5	山口県		-26.3	38.3
東京都		-6.5	33.5	徳島県		-27.3	40.2
神奈川県		-7.8	35.0	香川県		-22.4	37.9
新潟県		-24.6	38.7	愛媛県		-24.9	38.7
富山県		-23.0	38.4	高知県		-29.8	40.9
石川県		-16.7	36.0	福岡県		-13.7	35.3
福井県		-21.5	37.5	佐賀県		-20.0	35.5
山梨県		-22.8	38.8	長崎県		-26.5	39.3
長野県		-22.5	38.4	熊本県		-19.3	36.4
岐阜県		-20.2	36.2	大分県		-20.2	36.7
静岡県		-19.4	37.0	宮崎県		-20.7	37.0
愛知県		-7.5	32.4	鹿児島県		-23.0	37.5
				沖縄県		-1.7	30.3

市区町村別の今後の人口変化

総人口の変化(2010年～2040年)



2040年時点での65歳以上人口の割合



(注) 下図では全1683市区町村の分布を示している。例えば、左図は「人口が40～60%減少する市区町村数は371」を、右図は「65歳以上人口の割合が20～30%の市区町村数は78」を意味する。

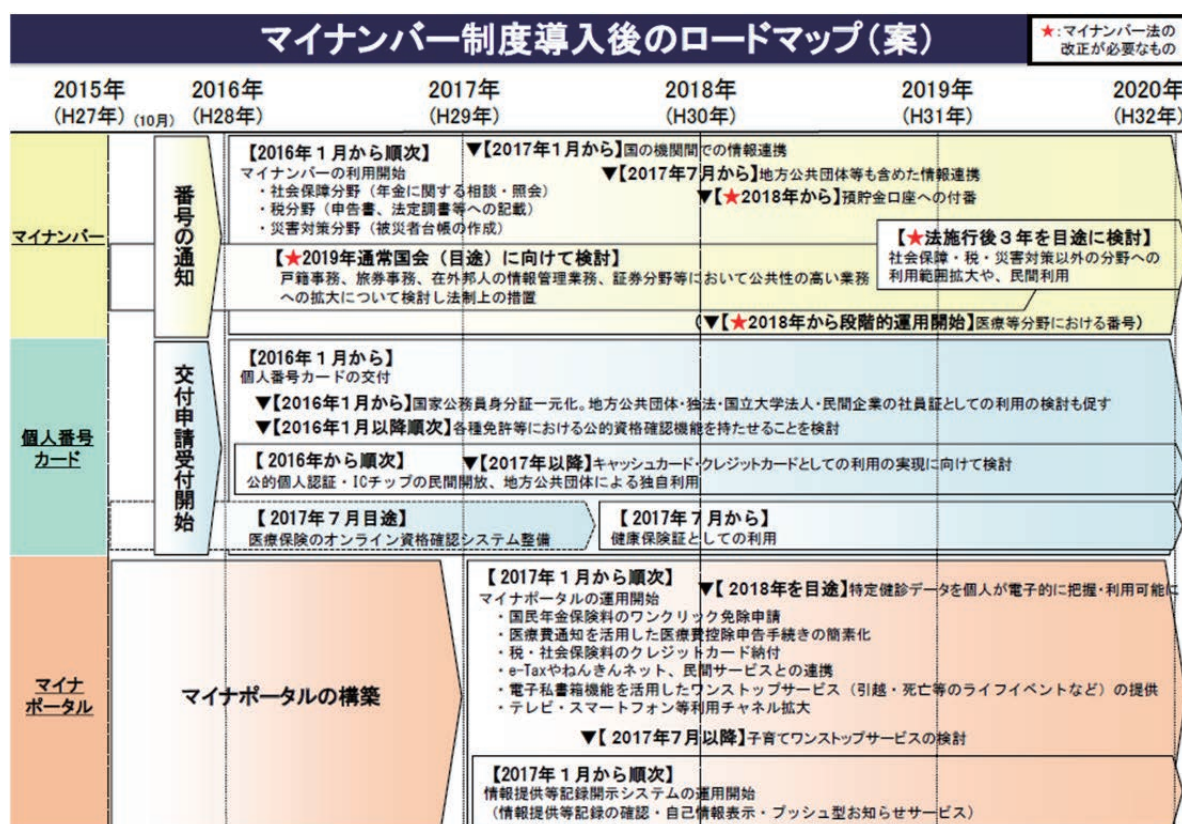
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」より
野村資本市場研究所作成

種履歴の連携等が認められた⁸。今後は、マイナンバー法施行後 3 年を目途に更なる利用範囲の拡大が検討され、戸籍事務や旅券事務、在外邦人の情報管理業務についていずれも 2019 年通常国会を目途に必要な法制上の措置等が講じられる。

マイナンバーカードについては、2 つの機能を軸として活用が期待されている。第一に公的個人認証機能の活用により、キャッシュカードやクレジットカードとしての利用の実現に向けた検討が進められる他、マイナンバーカードで公的資格の確認ができるよう、各種免許等の公的資格確認機能を持たせることや健康保険証としての利用を可能とすることも検討される。第二に IC チップの活用により、2016 年 1 月から国家公務員の身分証との一体化が進められ、あわせて、民間企業の社員証等としての利用の検討も促される。

マイナポータルでは、官民で連携した仕組みを設けることによる各種手続きの簡素化・一括化が予定されている。2017 年 1 月以降、電子決済機能を活用した税・社会保険料のクレジットカードやペイジーによる納付や、電子私書箱機能を活用した引越・死亡等のライフイベントに関する手続きのワンストップサービスの提供など、様々なサービスが順次実現される。

図表 10 政府が想定するマイナンバー制度導入後のロードマップ（案）

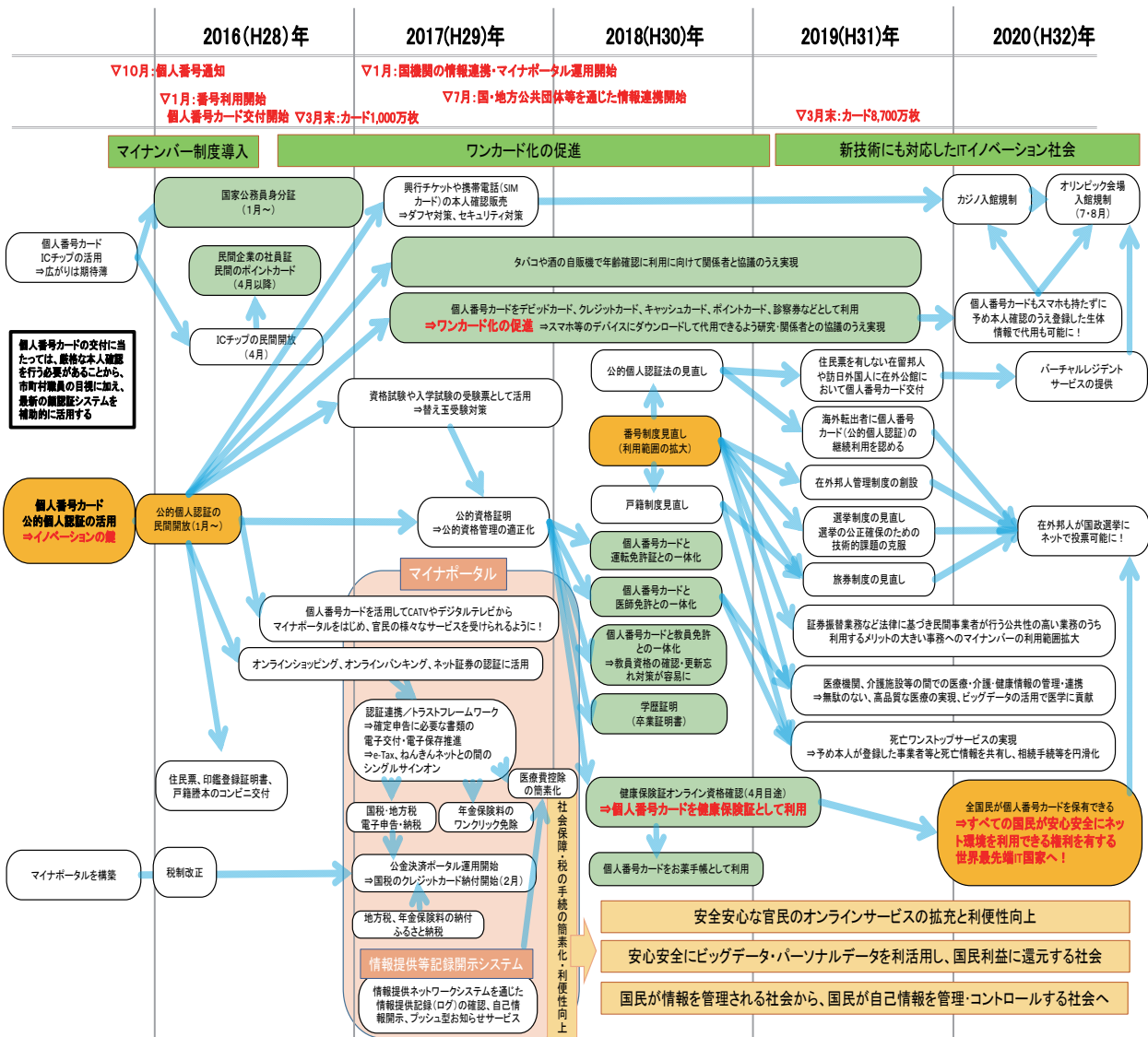


（出所）内閣官房社会保障改革担当室・内閣府大臣官房番号制度担当室「マイナンバー 社会保障・税番号制度概要資料（平成 27 年 8 月版）」

⁸ ただし、日本年金機構における情報流出事案を受け、同機構がマイナンバーを扱う時期は 2016 年 1 月から最大 1 年 5 ヶ月、マイナンバーと基礎年金番号を結びつける時期は 2017 年 1 月から最大 11 ヶ月、それぞれ延期された。

こうした活用策について、政府は今後のロードマップを公表している（図表 10）。また、同ロードマップを軸として、自由民主党の IT 戦略特命委員会はさらに具体的・積極的な利活用像を描いている（図表 11）。IT 戦略特命委員会案に掲げられた 2018 年度末までに 8700 万枚というマイナンバーカード普及目標等も参考にしながら、安全管理措置やセキュリティ確保による安全・安心を前提としつつ、2017 年以降 2020 年に向けて、政府はマイナンバー制度の活用推進・普及促進に向けた取組みを本格化させていくと見込まれる。

図表 11 マイナンバー制度利活用推進ロードマップ（案）



（出所）高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会（第9回）資料6「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ案」（ふくだ内閣府大臣補佐官提出資料）

V 結びに変えてー金融機関への示唆ー

1. マイナンバー制度の新たなインフラが広げるフィンテック活用の可能性

このように、マイナンバー制度の積極的な活用を促す取組みが、政府全体で進められようとしている。これに対し多くの民間企業では、現在のところ、従業員や顧客からのマイナンバーの取得や、マイナンバーが付された事務の処理、特定個人情報の適切な管理に向けた対応に追われている。とりわけ金融機関では、これらの対応に加えて、マイナンバーの預金口座付番にこれまで議論の関心が集中し、制度活用の議論はあまり深まっていないように見られる。

ここで注意したいことは、政府がマイナンバー制度の民間活用を様々な分野で展開しようとする中で、金融業界の競争環境を変える状況が出現する可能性も予想されることである。例えば、マイナンバーカードに搭載される公的個人認証を利用した民間のオンラインサービスの拡充が期待されているが、これを利用することにより、マイナンバーカードのオンライン上での金融機関口座開設や、キャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用、オンラインサービスへのログイン等が可能となる。そのため金融機関では、キャッシュカード等の発行コストやセキュリティ対策コストなどを軽減しつつ、このような顧客サービスを拡充できよう。マイナポータルでの電子私書箱サービスや電子決済サービスを民間事業者が行うようになれば、マイナポータルにおける電子データ受領や決済機能を活用した新たな民間サービスも広がりを見せよう。さらに、マイナンバーカードにひも付いたスマートフォンのアプリケーションを用いて本人確認を行うことも提案されており、スマートフォンを使った民間サービスも広がる可能性がある。

もちろん、このようなマイナンバー制度の民間活用の広がりや、マイナンバーカードを中心とした制度の普及度合いにもよるだろう。しかし、金融機関においては、同制度で新たに導入されるインフラが、他業種参入も含めて競争環境の構造変化を促す可能性にも、注意を払っておく必要はあるだろう。現在、金融機関の注目を集めている「フィンテック」は、「金融とITを融合した技術革新」を指すものであるが、近年のITの発展に伴い、決済、送金、不正監視、口座管理などの分野において、新しいサービスが次々と登場している。マイナンバー制度を、このようなフィンテックを活用したサービスの新たなインフラとして戦略的に捉えることが、金融機関経営においても求められよう。

2. 更なる発展が期待されるマイナンバー制度

マイナンバー制度は今後も発展をとげていくことが期待されており、最新情報を入手しておくことは大切である。マイナンバー制度の活用については、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）のもとで活用可能性を検討して産業競争力会議

などで政府方針として決定、「日本再興戦略」改訂 2015 や「世界最先端 IT 国家創造宣言」の工程表に基づき関係省庁等で検討の具体化を進めるというプロセスで進んでいる。主な関係省庁としては、制度推進の中心組織でマイナポータルを所管する内閣府、マイナンバーカードを所管し地方公共団体における制度導入や情報通信インフラ整備は総務省、民間の利活用や法人情報活用は経済産業省、日本型軽減税率や電子申告等推進は財務省、医療分野における制度活用は厚生労働省である。また、内閣官房のマイナンバーホームページには、制度の解説など様々な広報物があるほか、関係府省庁等へのリンクも貼られている。マイナンバー制度全般に関する照会先としては、マイナンバーのコールセンターも設けられている。今後も進化をとげていくマイナンバー制度については、金融機関においても引き続き注目されよう。

<参考文献>

- ❖ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）ホームページ掲載資料
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>)
- ❖ 内閣官房社会保障と税の一体改革ホームページ掲載資料
(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/>)
- ❖ 内閣官房マイナンバー社会保障・税番号制度ホームページ掲載資料
(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>)